

令和 5 年 3 月 30 日 開会

令和 5 年 3 月 30 日 閉会

(臨時会第 1 回)

玄界環境組合議定会議録

玄界環境組合

目 次

第1号（3月30日）

告 示	1
応招議員	1
議事日程	2
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	3
議会事務のため出席した者の職・氏名	3
説明のため出席した者の職・氏名	3
開 会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸報告	4
議案第7号 玄界環境組合個人情報保護に関する法律施行条例の制定について	4
議案第8号 玄界環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について	6
議案第9号 玄界環境組合職員定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	8
発議第1号 玄界環境組合議会の個人情報保護に関する条例の制定について	9
閉 会	10
署 名	11

玄界環境組合告示第2号

令和5年玄界環境組合議会第1回臨時会を次のとおり招集する。

令和5年3月23日

玄界環境組合

組合長 田辺 一城

- 1 期 日 令和5年3月30日（木曜日）午後6時00分
 - 2 場 所 古賀市役所第一庁舎4階第1委員会室
-

○開会日に応招した議員

神谷 建一君

牧野真紀子君

高山 賢二君

古賀 誠視君

新留久味子君

大牟田直人君

福井 崇郎君

結城 弘明君

○応招しなかった議員

なし

令和5年 玄 界 環 境 組 合 議 会 第 1 回 臨 時 会 会 議 録

令和5年3月30日（木曜日）

議事日程（第1号）

令和5年3月30日 午後6時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第7号 玄界環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第5 議案第8号 玄界環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第6 議案第9号 玄界環境組合職員定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 発議第1号 玄界環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸報告
日程第4 議案第7号 玄界環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
日程第5 議案第8号 玄界環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
日程第6 議案第9号 玄界環境組合職員定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第7 発議第1号 玄界環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

出席議員（8名）

神谷 建一君
牧野真紀子君
高山 賢二君
古賀 誠視君

新留久味子君
大牟田直人君
福井 崇郎君
結城 弘明君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

議会事務のため出席した者の職・氏名

議会事務書記 芹野眞里子君

説明のため出席した者の職・氏名

組合長	田辺 一城君	副組合長	伊豆美沙子君
副組合長	原崎 智仁君	副組合長	長崎 武利君
事務局長	簗原 浩君	総務課長	芹野眞里子君
総務課参事	中野 晴海君		
古賀清掃工場場長			本田陽一郎君
宗像清掃工場場長			吉武 修君
古賀清掃工場場長補佐			柴 晴巳君
代表監査委員			熊野 君男君

午後6時00分開会

〔出席議員8名〕

○議長（結城 弘明君） 皆さん、こんにちは。定刻になりました。ただいまから令和5年玄界環境組合議会第1回臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（結城 弘明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、7番、古賀誠視議員、1番、神谷建一議員の2名を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（結城 弘明君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定いたしました。なお、会期中の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

ここで、組合長から議会招集に当たり挨拶したい旨の申出がっておりますので、これを受けることにいたします。

組合長。

○組合長（田辺 一城君） 皆様、お疲れさまです。

本日は、令和5年玄界環境組合議会第1回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中ご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日提案いたしております議案の説明を申し上げます。

議案第7号は、玄界環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

議案第8号は、玄界環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。

議案第9号は、玄界環境組合職員定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

以上が上程する議案でございます。

議案の細部につきましては、議題とされました際に事務局長に説明をさせますので、議員の皆様におかれましては、ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、誠に簡単ではございますが、議会招集の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

日程第3. 諸報告

○議長（結城 弘明君） 日程第3、諸報告をいたします。

本臨時会に議案等の説明のため出席を求めていますのは、組合長、副組合長、監査委員、その他関係担当職員でございます。

ここで、議案審議に入る前に皆様にお願いがございます。会議においては、発言者は挙手して議長の許可を得た後、起立して発言していただきますようお願いいたします。

また、今回の臨時会から、発言の際にはマイクのスイッチを押して発言をしていただきますようお願いいたします。発言が終了しましたら、スイッチを再度押していただきますようお願いいたします。

それでは、これより議案審議に入ります。

日程第4. 議案第7号 玄界環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（結城 弘明君） 日程第4、議案第7号、玄界環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、議案第7号、玄界環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について、詳細説明をいたします。

これは、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による個人情報の保護に関する法律の一部改正により、同法の施行に関し必要な事項を定めるため、条例を制定す

るものでございます。

1枚めくっていただきまして、条例案をご覧ください。

第1条では、この条例の趣旨を、第2条では、定義を定めております。

第3条では、開示請求に係る手数料等を定めており、開示請求の手数料は無料とし、複写、送付に係る費用は開示請求者の負担としております。

第4条では、開示決定等の期限を規定しており、開示決定をその請求があった日から20日以内、事務処理上困難なときなどには20日以内に限り延長することができる旨、定めております。第5条では、その特例について定めております。

第6条では、訂正決定等の期限を規定しており、訂正決定をその請求があった日から20日以内、1枚めくっていただきまして、事務処理上困難なときなどには20日間に限り延長することができる旨、定めており、第7条では、その特例について定めております。

第8条では、利用停止決定等の期限を規定しており、その請求があった日から20日以内、事務処理上困難なときなどには20日以内に限り延長することができる旨、定めており、第9条では、その特例について定めております。

第10条では、以下の3点、この条例を改正、廃止しようとする場合、法の第66条第1項の規定に基づき講ずる措置についての基準を定めようとする場合、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合において、専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要なときは、玄界環境組合情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができる旨、定めております。

第11条では、年1回運用状況を公表すること。第12条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定めることを定めております。

1枚めくっていただきまして、附則において、この条例は令和5年4月1日から施行する旨、定めております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立7/7名]

○議長(結城 弘明君) ありがとうございます。起立7人でございます。したがいまして、賛成全員であります。

よって、議案第7号、玄界環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第5. 議案第8号 玄界環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長(結城 弘明君) 日程第5、議案第8号、玄界環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

事務局長。

○事務局長(簗原 浩君) 議案第8号、玄界環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について、詳細説明をいたします。

これは、玄界環境組合議会の個人情報の保護に関する条例及び玄界環境組合個人情報の保護に関する法律施行条例を制定することに伴い、条例等に定められた事項の審議等を行う審査会と既存の玄界環境組合情報公開審査会の役割も持たせた審査会を設置するため、条例を定めるものでございます。

1枚めくっていただきまして、条例案をご覧ください。

第1条では、地方自治法第138条の4第3項に基づき、玄界環境組合情報公開・個人情報保護審査会を置く旨、定めております。

第2条では、その所掌事務を規定しており、条例等の規定による諮問に応じて調査審議し、答申する旨、定めております。

第3条では、その組織を規定しており、審査会委員は5名以内で、識見を有する者のうちから組合長が委嘱する旨、定めております。

第4条では、委員の任期を規定しており、任期は2年としております。

第5条では、審査会に委員長、副委員長を置くこと。第6条では、会議は委員長が招集し、議長になること、会議の開催要件、議事の採決要件、また、議事は非公開とすることを定めております。

1枚めくっていただきまして、第7条では、審査会の調査権限を規定しております。審査会が必要であると認めるときには、諮問実施機関に対し、処分に係る情報または保有個人情報の提示を求め、その内容を見分すること、情報等の内容を分類整理した資料を提出させること、事件に関し、意見書または資料の提出を求めることなど、必要な調査をすることができることを定めております。

第8条では、審査請求人等からの意見の陳述について。第9条では、審査請求人等からの意見書等の提出について規定をしております。

第10条では、委員による調査手続について規定しており、審査会は、その指名する委員に

情報等を閲覧、調査させ、または意見の陳述を聞かせることができる旨、定めております。

第11条では、提出資料の閲覧等について規定しており、審査請求人等は、審査会に対し、意見書、資料の閲覧または書面での交付を求めることができること。その場合は、その資料等の提出人の意見を聞かなければならないこと。また、その交付にかかる経費を納めなければならないことなどを定めております。

第12条では、答申について規定しており、基本的に、諮問があった日の翌日から起算して90日以内に答申することを定めております。

第13条では、守秘義務の規定を、第14条では、委員の報酬及び費用弁償について定めております。

第15条では、審査会の庶務は、総務課において処理すること。また、第16条では、この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとしております。

附則1において、この条例は令和5年4月1日から施行する旨、附則2において、玄界環境組合情報公開条例の全部を改正することとしております。

玄界環境組合情報公開条例の全部改正につきましては、5枚めくっていただきまして、参考資料として添付しております新旧対照条文により説明をいたします。

右が現行、左が改正案となっております。

まず、目次において、条ずれ等の整理を行っております。

3枚めくっていただいて、第14条では、「玄界環境組合情報公開審査会」を「玄界環境組合情報公開・個人情報保護審査会」に改め、また1枚めくっていただきまして、既存の第15条から第21条までを削っております。また、その他、文言の整理や条ずれなどの改正を行っております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。起立全員7人でございます。賛成全員であります。

よって、議案第8号、玄界環境組合情報公開・個人情報保護審査会条例の制定については、原案のとおり可決されました。

. . .

日程第6. 議案第9号 玄界環境組合職員定数に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

○議長（結城 弘明君） 日程第6、議案第9号、玄界環境組合職員定数に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（簗原 浩君） それでは、議案第9号、玄界環境組合職員定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明をいたします。

これは、玄界環境組合職員の定数について、個人情報保護制度の見直しに伴う関係条例の制定により、定数をより明確にするため、文言の整理などを行うものでございます。

2枚めくっていただいて、参考資料として添付しております新旧対照条文により説明をいたします。

第2条において、組合の職員定数をより明確にするために、第1項で定数の整理、第2項で職員の兼務について定めております。

1枚戻っていただき、附則にて、この条例は公布の日から施行するものと定めております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。起立者全員7人でございます。賛成全員であ

ります。

よって、議案第9号、玄界環境組合職員定数に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第7. 発議第1号 玄界環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について

○議長（結城 弘明君） 日程第7、発議第1号、玄界環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題といたします。

説明を求めます。

古賀議員。

○議員（7番 古賀 誠視君） 発議第1号、玄界環境組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について説明をいたします。

議案書の40ページをお開きください。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律、いわゆる個人情報保護法が改正されました。

この改正により、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体について、それぞれ分かれていた規律が改正法に統合され、全国共通ルールが定められるなど、個人情報保護制度の大きな見直しが行われたところであります。

この改正された個人情報保護法の共通ルールについては、地方議会を対象外としているため、玄界環境組合議会としても個人情報の適切な取扱いを確保し、個人権利を明らかにするために、必要な事項を定めた条例を制定しようとするものであります。

では、条例案の内容について説明いたします。

本条例は、全6章、全56条の構成となっており、第1章、総則では、第1条で、この条例の目的を定めるとともに、第3条で、保有する個人情報の保護に関する議会の責務を定めております。

続いて、第2章、第3章では、玄界環境組合議会における個人情報等の取扱いについて定めております。

続いて、第4章では、個人情報の開示請求等の個別具体的な手続として、第1節では開示請求について、第2節では訂正請求について、第3節では利用停止請求について、第4節では審査請求について定めております。

続いて、第5章では、この条例の運用における雑則を定めております。

続いて、第6章では、保有する個人情報の取扱いや開示請求等に係る罰則を定めております。

以上が条例案の内容でございます。

本条例の制定により、玄界環境組合議会の取り扱う個人情報が一層適切に管理されることとなります。

議員の皆様におかれましては、ただいま説明しました趣旨をご理解いただき、慎重審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

提案理由の説明を終わります。

○議長（結城 弘明君） これより質疑に入ります。質疑は一括して行います。
質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 質疑を終結いたします。
これより、討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 討論を終結いたします。

直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立7／7名〕

○議長（結城 弘明君） ありがとうございます。起立者7名全員でございます。

よって、発議第1号、玄界環境組合議会の個人情報保護に関する条例の制定については、
原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、会議規則第39条の
規定により議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（結城 弘明君） 異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理、
訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議を全て終了いたしました。

これにて令和5年玄界環境組合議会第1回臨時会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後6時20分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年3月30日

議 長 結城 弘明

署名議員 古賀 誠視

署名議員 神谷 建一